

平成30年第2回西予市決算審査特別委員会会議録

1. 開催日時 平成30年9月3日 ⑥昨年度審査時の提言や要望について
1. 開催場所 西予市議会全員協議会室 2) その他

1. 開 会 平成30年9月3日
午後 0時58分 1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

1. 散 会 平成30年9月3日
午後 2時10分

1. 出 席 委 員

委員長 竹崎 幸仁
副委員長 源 正樹
委員 宇都宮久見子
委員 信宮 徹也
委員 宇都宮俊文
委員 加藤 美香
委員 中村 一雅
委員 河野 清一
委員 佐藤 恒夫
委員 山本 英明
委員 小玉 忠重
委員 井関 陽一
委員 菊池 純一
委員 中村 敬治
委員 二宮 一朗
委員 小野 正昭
委員 宇都宮明宏
委員 森川 一義
委員 藤井 朝廣

1. 欠 席 委 員

な し

1. 出席議会事務局職員

次長 山下 一彦
係長 田中 長治
書記 三好 祐介

1. 会議に付した事件

1) 決算審査における留意事項等について

- ①既に決定している内容について
②留意事項と決算審査における所管事業説明の留意事項・説明要領について
③決算審査要領について
④決算審査特別委員会で決算審査するにあたり、確認・確定しておきたいこと
⑤今後のスケジュールについて

開会 午前9時00分

○源副委員長

開会宣告を行うとともに、委員長に挨拶を促す。

○竹崎委員長

挨拶を行う。

○源副委員長

以降の進行を委員長に委ねる。

○竹崎委員長

協議に入ります前にこうした座席配置になったんですが、ご了解いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○竹崎委員長

それではこれより協議に移ります。

1番目の決算審査における留意事項について、順番に協議させていただきます。

まず、①ですが、「既に決定している内容について」お諮りいたします。

資料1をごらんください。先般8月28日に開催した全員協議会において、議運委員長から報告いただいた内容について再度確認を含めて説明いたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局 三好

今ほど配信しております資料1に沿って説明をさせていただきます。

8月28日に全員協議会において、議運委員長から報告があった内容になると思うんですけども、再確認ということで説明させていただいたと思います。

まず1番目の本特別委員会の設置、審査、消滅につきましては、9月定例会、8月28日の初日に設置いたしました。閉会中の継続審査にて審査を行うようになります。12月定例会の初日に委員長報告を行い、質疑・採決を経た後に消滅するという形になります。

2番目の委員については、議長及び監査委員を除く議員19名で議長指名により委員選任をさせていただきます。

3番目審査体制につきましては一般会計、特別会計、企業会計について分科会方式で審査を行うような形になります。分科会については各常任委員会が兼ねるようになります。分科会の正副会長につきましては、常任委員会の正副委員長が兼ね

るといふことかまわらないでしょうか。こちらについてお諮りいただけたらと思います。

○竹崎委員長

事務局から審査体制について、常任委員会正副委員長が兼ねることか構わないかということですので。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○竹崎委員長

それでは、続いて事務局をお願いします。

○事務局 三好

それでは引き続き、4番の審査日・審査順・審査時間についてご説明いたします。

審査日につきましては、資料がまだ整っておりませんので、それらを考慮いたしまして10月15日以降に行うような形で決定させていただいております。審査日数につきましては、原則各分科会1日とし、先ほど委員長から説明ありましたが、できれば、連続ではなくて1日おきにやれたらなと思っております。3分科会全て終了した後に、各分科会長及び各事務局で報告書をまとめまして、それが整えば、全体会として総括を行う予定にしております。この時期につきましては分科会終了後2週間をめどに開催予定としております。審査順につきましては、まだ行政側と全然話をしておりませんのでどこの分科会が先にやるかという順番は決まっております。審査時間につきましては、昨年と同様、開始時間は9時からとしたいと考えております。

次の5番の審査場所については、特別委員会、人数多い関係もありますので議員協議会室で行うようにいたします。なお、分科会につきましては分科会の会員が少なくなりますので、各委員会室で行えたらと思っております。

次の6番目、提言書の作成については、今回の審査を経て提言書を作成し市長へ提出する予定となっております。分科会審査が終了した後に、決算審査特別委員会を開催して総括や市長への提言書の作成についてご協議いただくようになります。

以上決定している内容についての説明といたします。

○竹崎委員長

事務局からの説明は終わりました。これに関して何かご意見等はございませんか。

○二宮委員

傍聴はできるのでしょうか。

○事務局 三好

今決まっている内容について説明したので、この後、そういう細かい部分はこの場で決定するようになると思いますのでまたそのときにさしていただいたらと思うんですけども。今決まっている内容を確認ということで説明させていただきました。

○二宮委員

審査場所について委員会室って決まってるんで、ここにね。だから聞いたんですよ。

傍聴が多い場合、例えばここを仕切って、傍聴者も資料あるんで、できたら机があったほうがうれしいかと、普通の委員会の傍聴ではないので、決算委員会なので、そういうふうなことにしたらいいんじゃないかなと。傍聴者が多い場合ですよ。1人、2人やったら仕方ないかもしれませんがという意味で言いました。

○竹崎委員長

ご提言、趣旨がわかりました。

先ほどの説明の中で、それぞれ所属以外のところに参加してもいいということで1日おきにしたわけですから、今のおっしゃる意味はよくわかりますが、この後出てくるCATV、昨年もたしかあったと思うんですが、放送について、取材についてということで、そうなったときはこの部屋ではいかんということやっただけのように思いますが、それらを勘案したときにいかがいたしましょうか。

この件は、再度検討したほうがいいですか。今決定したほうがいいですか。

ご意見として承ったということでよろしいですか。

○竹崎委員長

そのほかございませんか。

○宇都宮久見子委員

そもそも28日の全協のときに私も何の異議もなかったんですけど、分科会でしますっていうことが全協で決まりましたっていうことで、さらっと報告があってそうなんだぐらいやったんですけど、去年とやり方が変わって、いまいちピンとこない、分科会に分かれてやりますねとかっていうことが、前は聞きたいのに印つけてとか全員で全部を審査したりしてきた中で今回どういうふうになるのかっていうのが、何かいまいちちょっと私には見えてないんですけど。

○事務局 三好

確かに昨年は全員で審査をしまして、抽出事業につきましても各自常任委員会の縛りをなくして、ご自身が興味あるのを抽出していただいたと思います。

昨年の反省の際に、そういったことで2年間やってるんですけど、時間も長過ぎる、中には質問をされなかった方もおられたりして、果たして19人全員で審査をするべきなのかっていう話もありまして、分科会方式にしたらどうだろうかという話が出ました。分科会方式のやり方としては、まず抽出事業につきましても所属されている事業について抽出していただいて、そこで各分科会という形になるんですけども、そこで審議していただくような流れになるかと思っています。

その際に、自分の所管じゃないところについてもこれはちょっと聞きたいっていうのがあると思いますので、それについては傍聴として入られるか、もしくは、この場でそういうのを皆さんで協議するために、例えば本当に皆さんが興味がある何個かの事業は全体会でやるっていう方法もできるとは思うんです。そこは今のところ分科会っていう話があるので、そういう形になると思うんです。それはちょっと協議していただいたらと思うんですけども。

○竹崎委員長

今の宇都宮久見子委員の意見に付けたし、ご意見等ありましたらお願いします。

○井関委員

所管外で聞きたいことがあれば総括のときにやったらえんじゃないですか。それができないようであれば、何らかの形をとってほしいと思います。

○事務局 三好

今ほどの井関委員の総括のときという話なんですけれども、今想定してるのは、総括の際に各分科会の分科会長がこういう意見がありましたよとか、審査内容を説明していただいて、そこで討論じゃないんですけど、それはどういう質問、これはどういうことで説明があったんですかっていう質問はできると思うんですけども、行政が入るとなると、二度手間というような形、分科会でも説明して総括でもまた来てという形になるので、総括でというよりは先ほど私が説明させていただいたように、事前に興味がある内容をピック

アップして、主要なということで、それを分科会の前に審査という形か、もしくは分科会でやらずに総括のときにやるとかっていう方法のほうがいいのかと思うんですけども。

○井関委員

本当に難しいなと思うんですが、皆さんが興味のあるやつは全体の中でも審査させていただくほうがいいのかなと。自分とこの分科会の分だけを審査するのではなく、興味のあるところについてはやっぱり質問もしたいですし、そういう場を少しでも時間的にいただければありがたいと。

○二宮委員

さっき三好主任が言われたのはわかるんですけども、通告という形で取りまとめていただいて、例えば、この項目についてよその委員会の分の質問したいんですがということで通告をしたときに、事前に、例えば委員会の中でもそれ審査して結果が出とったら、委員長報告で出てくるわけやないですか、大体。そういう内容を教えていただければ別にその分は全体でなくても済むんじゃないかなと思うんですけど。

そういう考えはどうですか。二度手間がいかんというわけやろ。委員会で説明して、全体場で説明するのが二度手間になるというわけやろ。今の言い方では。

○事務局 三好

先ほど二度手間というお話をさせていただいたんですけども、今ほどの二宮委員の話は、例えば厚生分科会で違うところの産建の内容がもし審査したい場合は、それを事前に通告するというような形ということですか。

今からの協議になると思うんですけども、今回昨年、一昨年と違った方向でやろうとしてますので、例えば全部分科会方式で完全に所管常任委員会を縦割りをするのか。それともあらかじめ、何個か通告の分を皆さんで決めとったやつを全体会で先にやるという方法は大丈夫やと思うんですけど、全体会でやり、分科会でやりと行政側が2回説明は難しいかなという話なので、その方法は今から協議していただくのかなと。

○二宮委員

決算特別委員会なんで、縦割りでやるのであれば特別委員会は要らないんですよ。もう委員会ですればいいわけやから。だから、全体場でやっぱり自分の所管じゃないところを聞きたいから、

この決算特別委員会の意義があるんじゃないかな。それを要するに21人が共有するということで、意味があるんじゃないかなと思うんですけどね。

○小野委員

三好主任な、議員の任務としてな、行政事務のあらゆるチェックをする権利がある。ということになると行政の二重手間とかそういうことは言う必要はない。議員としてこれをチェックしたいと言えばそれは特別委員会でやるべき。これが原理・原則。

○事務局 三好

今ほどの小野委員の言われるとおりにやと思います、私の認識不足で。先ほど説明させていただいたんですけども今の質問のやり方については、これからこの場で皆さんに協議していただいたらと思いますので、今回分科会方式でやるという話もあるんですけども、その分科会方式で全てをやるのか、それとも全体会で一部やってという形は今から決めていただいたらと思いますので皆さんご協議いただいたらと思います。よろしくお願います。

○竹崎委員長

昨年度の反省に立って分科会方式でやっていったらどうかというのは議運でも決定した事項です。そのことプラスアルファで全体でやりたいということがあった場合に、全体の協議の場です。最初に入れるのかと。その場合は、スケジュールを少し変える必要があると思います。

それとも、今2人の議員さんが言われた、要はその当時最終的な報告会を兼ねた全体の協議の場ときに通告という形であったんですが、要は質問していいのかということですよ。そちらのほうでカバーできるのであれば、そのまま現状でいったら、いわば昨年度の反省に立って分科会方式でやってみようということにも一理あるので。その辺いかがでしょうか。

○小野委員

話が混同してるがやけど一つずつ片づけていかないかなと思うんよな。

分科会というのは決まるとるわけやから、それはそれでやって、その後で議員にはチェックをする義務と権利があるわけやから、それは全体会で事前に通告をして、何もかんもやたらにいうわけやないんやから。効率的に通告をして、全体会でや

ったらどうですかと。こういうことやと思うんですよ。その意見を今問いよるわけですから。

○二宮委員

先ほど傍聴いう話をさしてもらいましたけども、興味があるところはやっぱり所管以外のところ傍聴させていただいて、そしたらそこん中でいろいろ議論が見えるやないですか、聞きよるほうも。そしたら再度質問する必要はないわけですよ。そうやないやつをしたいから通告という形でどうですかというふうに言いよるわけです。そしたらそんなにめちゃくちゃ多くは僕はならないというふうに思うんですけど。

○竹崎委員長

暫時休憩します。(休憩 午後1時18分)

○竹崎委員長

再開します。(再開 午後1時26分)

そのほか意見ありませんか。

○事務局 三好

それでは先ほど質問のありました審査の方法というか、通告の関係ですけれども、今回分科会方式を行うということですので、まず分科会の所属の委員が所属の通告をしていただいて、それにもし入っていない事業がありましたら、所属外の委員が通告をして総括のときに審査を行うというような方向でよろしいでしょうか。

○竹崎委員長

提案どおりよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○竹崎委員長

納得していただきました。先ほどの暫時休憩中に出てきました分科会のそれぞれ3人の会長と正副委員長等で最終的にはまた協議するということも、先ほど出てきましたのでそれも踏まえておきます。

そのほかございませんか、資料1です。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○竹崎委員長

なければ大分時間たっておりますので次へ進ませてもらいます。

次に、留意事項と決算審査における所管事業説明の留意事項、説明要領についてお諮りいたします。事務局の説明を求めます。

○事務局 三好

資料2、決算審査における所管事業説明の留意事項・説明要領について、ご説明させていただきます。

ます。

こちらは行政側に対して事業説明の注意事項を書いた資料となります。行政側に配布するものとなります。内容については昨年と変更ありませんが、このような形で配信してよろしいか諮っていただいたらと思います。よろしくお願いたします。

○竹崎委員長

ほぼ昨年とほとんど同じ内容だそうです。ご意見ありましたらお願いたします。

○二宮委員

(2)の事業評価のところの成果報告書に書いてあることを読むだけやったら僕は要らんと思います。

○事務局 三好

今ほど二宮委員おっしゃったとおりのやと思うんですけれども、行政側には、別添資料2参照という資料に個別の事業報告をつけまして、これはもう説明しないでいいよと。ここを説明してくれというような形もつけますので、恐らく大部分の課長はそうにしていただけるとは思っております。

○竹崎委員長

そのほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○竹崎委員長

特にご意見がないようですので資料2についての説明は終わらせていただきます。

次に、決算審査要領についてお諮りいたします。事務局説明求めます。

○事務局 三好

昨年度、一昨年度、決算審査特別委員会を設置したときに各委員宛てに送らせていただいとる資料と変わっておりません。

決算審査要領につきまして、こういう形で審査をということで入れておりますので、こちらにつきましては、審査までに事前にお目通しいただいて、こういった審査の仕方があるということで見てくださいとしたいと思います。よろしくお願いたします。

○竹崎委員長

事務局の説明は終わりました。

今の決算審査要領に関して、何かご意見等はありませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○竹崎委員長

ないようですので、決算審査要領については終わらせていただきます。

続きまして、「決算審査特別委員会で決算審査をするにあたり確認・確定しておきたいことについて」資料4をごらんください。

協議案件を10個記載しておりますが1から順に協議させていただきます。

まず、協議案件1「事前通告について」お諮りいたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 三好

それでは協議案件1、事前通告について説明をさせていただいたと思います。先ほどの協議のところで変わった点もあろうかと思っておりますので、それらも含めてもう1回確認ということで説明させていただいたと思います。

事前通告につきましては今回も昨年と同様、決算審査委員会の審査実施に先立ちまして、決算における主要な施策の成果報告書をもとに事前通告を行う予定になっております。昨年と異なる点が分科会方式で審査を行うということですので、事前通告事業の抽出は、まずは各分科会にて実施していただくようになると思います。先ほどありました、通告がなかった事業について所属外の委員が通告し、総括の際に審査という形になろうかと思っております。

行政側は通告があった事業について説明をするような形で構えてますので、仮に事前通告してない事業を突発的に聞かれると十分な答弁ができない場合があります。ですので事前通告制を取りたいと思っておりますので、事前通告、聞きたいことがありましたら、それにつきましては通告をしていただいでその場で十分な質疑等をしていただいたらと思っております。よろしくお願いたします。

あと1点協議していただきたいのが、仮に委員の通告事業が少ない場合、行政側からこれはどうしても説明をしたいんやけどという事業がありましたら、それらについて説明をしたらどうかという話があったんですけども、そういったことをするべきなのか、それとも昨年同様なしという形で事前通告のみという形にしたほうがいいのか、その点についてもお諮りいただいたらと思っております。よろしくお願いたします。

○竹崎委員長

事務局の説明は終わりました。

まず協議案件1、事前通告についてのご意見を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○竹崎委員長

特にないようです。

今提案のあった通告の少なかった場合、行政側からこれについて説明したいということが仮に出てきた場合どうしたいかという問い合わせですね。ご意見を伺います。

○藤井委員

笑い話やけど本当かそれ。行政から何とか時間が余ったら説明したい、勉強せないけん、それおらんやろ言うの。誰ぞそれ言うたの。

○事務局 三好

今の段階で、そういったことをしたいという申し出はないんですけども、もしあればということです。

○小野委員

それは今言うだらだらやったらいけなんだんで、今度みたいにポイントしめてなかったらね、やはりこれ成果報告やからやっぱり言いたいことは言わしてあげたら、これも一つの親切よそれは、と思うよんよ。やから採用してええと思うよ私は。

足して2で割る方法でそういう少なければ、成果報告の意味もあるので、させるというのを原則的にして、判断は委員長が行うところでいいやないかな。

○竹崎委員長

という今落としどころ説明していただきましたが、委員長判断に委ねると。いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○竹崎委員長

よろしいですか。

協議案件1の中では、通告の少なかった場合、行政側、どうしてもこの説明したいとアピールがあった場合には、委員長判断でまた進行してください。

続いて、協議案件2に移ります。「審査におけるルールづくりについて」お諮りいたします。

事務局説明を求めます。

○事務局 三好

それでは協議案件2、審査におけるルールづく

りについて説明いたします。

質疑応答につきましては、同一案件に対し、再質問は3回までということで、自己の意見を述べる場合は、簡潔に行うようお願いできたいと思います。即答できない場合の対応は、委員会審査同様に、後ほど確認して報告するというような形をとらせていただいたと思いますが、ご協議いただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

○竹崎委員長

説明は終わりました。今のでよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○竹崎委員長

では、終わります。

続きまして、協議案件3、審査報告についてお諮りいたします。

○事務局 三好

それでは協議案件3、審査報告について説明いたします。

昨年は決算審査特別委員会正副委員長に一任され、正副委員長と事務局の三者で作成を行いました。今年度は分科会方式となりますので、分科会の審査報告を分科会長と事務局で作成し、最終的な総括を正副委員長と事務局で作成する方法にしたいと思いますが、この決定についてお諮りいただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

○竹崎委員長

事務局の説明は終わりました。
ご意見を伺います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○竹崎委員長

異議なしということですので、協議案件3については終わります。

続いて協議案件4、「湯茶の持ち込みについて」お諮りいたします。

事務局説明求めます。

○事務局 三好

協議案件4、湯茶の持ち込みについてです。

こちらは委員会審査と同様の方法で構わないかお諮りいただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

○竹崎委員長

いかがでしょうか。同じ扱いでよろしいですね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○竹崎委員長

了解しました。

続きまして、協議案件5、「タブレット等電子機器の持ち込みについて」お諮りいたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 三好

協議案件5、タブレット等電子機器の持ち込みについて、説明いたします。本会議・委員会と同様、審査はタブレットを用いて行うようになります。紙媒体につきましては、既にお配りをさせていただいております決算書及びメモ用紙、こちらはノート等でも構わないですけれども、こちらをご持参いただいて審査に臨んでいただけたらと思います。この点についてお諮りいただけたらと思います。

○竹崎委員長

ご意見伺います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○竹崎委員長

異議なしの声が多いようですがよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○竹崎委員長

以上で終わります。

続きまして、協議案件6、事務局の説明を求めます。

○事務局 三好

冒頭に委員長がお話をさせていただいたんですが、配席についてということで協議案件6に載せております。既にお座りいただいておりますけれども、全協室のレイアウト、今ほどのような形でさせていただけたらと思います。全協のときと違うのが、委員長が委員として質問とかされる場合に委員席を設けるために、いつもの全協の位置と違う方がおられます。この点についてはこれでよろしいかどうかお諮りいただけたらと思います。

もう一つ分科会の配席ですけれども、場所については委員会もしくは全協室になると思うんですが、配席については常任委員会と同様で構わないかという点もお諮りいただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

○竹崎委員長

ご意見伺います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○竹崎委員長

異議なしと認めます。

では続きまして、協議案件7、「開会・閉会基準時間等について」お諮りいたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 三好

協議案件7、開会・閉会基準時間等についてです。

原則以下の通りとしたので構わないかお諮りしたいと思います。開会につきましては原則9時から昼休みが12時から1時、午後の審査は午後1時からでその日の審査終了までという形でさせていただいたと思いますがお諮りいただけたらと思います。

○竹崎委員長

事務局の説明は終わりました。

ご意見伺います。このとおりでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○竹崎委員長

続きまして、協議案件8、「録音とマイク」に関して事務局の説明を求めます。

○事務局 三好

協議案件8、録音とマイクになります。

正規の特別委員会になりますので、会議録作成事務が必要となります。そのため説明・質疑・応答につきましては、全てハンドマイクもしくは固定のマイクを使っていたらと思います。よろしくお祈りいたします。

○竹崎委員長

説明終わりました。

いかがいたしましょう。承認いただけますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○竹崎委員長

それでは、協議案件9、「CATVについて」お諮りいたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 三好

協議案件9、CATVについてになります。

こちらは、CATVをどうするかというふうに書かせていただいておりますが、昨年はCATVに任すということでこちらから依頼し、来れる場合はケーブルが来るというような形になりました。

昨年依頼をしたんですけれども向こうの都合が

つかないということで、実際撮影をしておりません。ことしの場合どのようにしたらよいかお諮りいただけたらと思います。よろしくお祈りします。

○竹崎委員長

事務局の説明は終わりました。

昨年度も依頼はしていたんですが、実績はゼロだったそうです。ご意見を伺います。

○菊池委員

昨年同様のことでいいんじゃないですかね。

○竹崎委員長

というご意見いただきましたが、うなずいていただく方が多数だったんですがよろしいですか。

○小野委員

それはそれで構わんのよ。ただ都合が悪いけん西予CATV側が断るというのはな、CATVの考えが間違うとる。西予市が50パーセント以上出資しとるんだから。そういうことを考えたら、来るべきやと思うよ、万難を排して。そういう基本的な姿勢でおってもらわんと。いけません言われたら、はいそうですかでは、私はいかんと思う。出資しとる意味がない。

○竹崎委員長

ほかにご意見ありませんか。

○二宮委員

前はここで全体でやったやつをという意味で言ったんですかね。今回分科会なわけですから、第3委員会室というところでやれば、要請という形でやってもろた方がいいんじゃないかなと私は思いますが。

○竹崎委員長

分科会方式なので、やろうと思えばできるはずだと。したがって、例年どおり声かけの方向でいいんじゃないかという声ともとれるわけですが、いかがでしょうか。無理やり向こうにどうこう言うって強く。

○小野委員

それは強く言う必要はないけども向こうがよう来ません言うて一方的に断るのはいかがなものかなと思うんよ。

○竹崎委員長

おっしゃるとおりだと思います。基本的には来る方向で申し入れはしておきます。それでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○竹崎委員長

日程が決まり次第、CATVにこういうスケジュールだと、要請をするという形で。それでよろしいですね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○竹崎委員長

それでは、協議案件10、「執行部の説明方法について」事務局の説明を求めます。

○事務局 三好

協議案件10ということで執行部局の説明方法についてという形で書いております。

先ほど二宮委員からもありましたが、成果報告書をそのまま読むとあんましということですので、去年は要点をかいつまんで簡潔に説明をしてほしいということによっております。

今年度につきましても昨年と同様の形で行政側に依頼をかける予定にしておりますが、それについてお諮りいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○竹崎委員長

ご意見を伺います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○竹崎委員長

特にないようです。それでは、今の説明は終わらせてもらいます。

次に今後のスケジュールについてお諮りいたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 三好

今後のスケジュール、この後どういう形で審査を行うかという形で作成させていただいております。

まず左側の1番上ですけれども、決算審査特別委員会は審査方法・要領等の審議、本日行っております。その後、2番目の主要な施策の配布ですけれども、今のところ予定が9月19日閉会日に、皆さんへ主要な施策報告書、個別のやつがお渡しできるんじゃないかなと思っております。それがお渡しできれば、それから通告事業の抽出という形になろうかと思っております。先ほどの協議で、変更があったんですけれども、通告事業で通告をした後に、各所属外のところを通告というような形になろうかと思っておりますので、その点若干スケジュールは変わってくるんですけれども、通告約1週間をめどに通告事業を抽出していただいて、その後

分科会を開催していただきまして、その分科会ごとに通告事業の決定を行っていただけたらと思います。

分科会の開催日ですけれども、19日に主要な施策を配布できたとして、1週間ほど見ていただくようになると思いますので、26日もしくは27日にいずれかに開催していただけたらと思っております。そのあと、分科会を開催して、通告内容が決まりましたら通告事業につきまして、各分科会長が正副委員長に提出していただきまして、正副委員長と分科会長で取りまとめたものを行政側へ通告をさせていただけたらと思っております。通告は月末を予定しております。

通告がありましたら、行政側が通告事業につきまして審査等についての資料を作成することになります。それが2週間ほどありますので、決算審査につきましては、先ほど冒頭に説明しましたように10月15日以降の日程にさせていただけたらと思っております。

各分科会が終わりましたら今度は分科会報告書を作成し、2週間程度想定してありますが、それが整い次第、決算審査特別委員会を再度開きまして、総括と提言についての協議もしくは通告外の分科会で通告のなかった通告の審査を行うような形になろうかと思っております。

それが終わりましたら、正副委員長が委員会報告を作成しまして、11月30日、12月定例の本会議の初日に報告になろうかと思っております。スケジュールについては以上となります。

○竹崎委員長

説明は終わりました。

先ほどの話で出てきた通告の件も含めた説明だったと思います。ご意見等ありませんか。

○藤井委員

成果報告書もうでき上がってんやないの。

○事務局 三好

成果報告書につきましては、一部できておまして、既に皆さんのタブレットに配信しております。できてない部分というのが個表で、あれがまだできておりません。今回7月豪雨の関係で、そちらに職員がかなりな労力を割いております。その関係で本来であれば整って出すべきなんですけれども、それができないということで、2段階に分けてさせていただいております。今1段階目として、主要な施策成果報告書の大枠はできてる。

○藤井委員

かまんのやけど、今言よるのわかるんやけど。大枠はできたんやけど、小枠よな、それはいつごろできるの。それができないと、日にちを決めてしもても、内容わからずと聞かないけんなるよ。

○事務局 三好

行政側から個別のやつ、第2段階ですね、こちらが上がってくる締め切りを14日にさせていただいております。それが出てきましたら、私が不用額を記載する作業に入ります。それがあるので19日、余り早く言っというてできない場合はいけませんので、19日には遅くても皆さんにお渡しするというような流れでスケジュールを組ませていただいております。

○藤井委員

そしたら14日にできて、このとおりにやったら19日からか、4、5日は余裕があっても19日には完全に来るってことやな。

○事務局 三好

そのような流れで動きますので19日には届けるようにします。行政側にも当然そのスケジュールで、19日に届けれるような形で私にくれというふうに言ってますので、それはできると思います。

○竹崎委員長

そのほか、ご質疑ありませんか。

○小野委員

まことに細かいことな。どがい言うか。ミスをチェックするんやけど、この11月のカレンダーがちょっと違うよ。

○竹崎委員長

暫時休憩します。(休憩 午後1時53分)

○竹崎委員長

再開いたします。(再開 午後1時54分)

○中村一雅委員

ちょっと細かいことなんですけど、分科会で傍聴構わないということですが、傍聴については発言はできない。基本そうですね。だけれども通常の委員会ではなくて分科会という形式なので、かつ傍聴に行きたい者は、そこに聞いて何かしら自分の思い入れのある質問したいかもしれない。言いたい。行って聞くだけだとちょっとストレスがたまりそうな気がする。今回に限っては、質問してもええんじゃないかというふうに少し広げることにはできないかなと思いますがどうでしょう。

○竹崎委員長

過去にそういった傍聴としてはということで。どなたかご意見ありませんか。

基本的には傍聴はできますが、傍聴者の発言は認められないということで。

ほかにご意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○竹崎委員長

それでは、「昨年度審査時の提言や要望について」、お諮りします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 三好

昨年度決算審査の際に、さまざまな議論を行っていただいたんですけども、その中で今後検討するとか、次の年につながるような提言とか要望などを言われたものにつきまして、参考に厚生常任委員会分の資料を配信させていただいております。

昨年までは、前年度に審査した内容についてはそのまま終わっておるような状況でしたが、次の年につながるものについては、審査後どうなっているのか、どうなったのかっていうのを確認して、その結果を踏まえて通告とかをしていったらいいのかなと思っております。

これらにつきまして、こちらで考えてる案ですけども、これらの内容を抽出したものを事前に行行政側にこういうの昨年出てるので、これらどうなってますかというふうな形で確認して、今度分科会で抽出する際に、私から皆さんに、これについてはこういう回答が出ておりますという報告をさせていただいたらと思うんですけども、この件についてお諮りいただいたらと思います。よろしくお願いします。

○竹崎委員長

事務局の説明を終わりました。ご意見を願いたします。

○中村敬治委員

これ昨年の厚生の方だと説明があったんですけども、こういうことを出しておりながら、書面で出しておるわけですが、これについて報告がなかったというようなニュアンスの今三好さんの説明ですけども、やはりこれ報告がなければ期限を切って問い合わせるとか、何か、これは当然、今までやられておるんじゃないかなと思っておったんですけど、その辺、これからやろうというような話なんですか。改善されたかどうかとい

うことは今まで投げっぱなしで書面での回答はなかったわけですか。私見たような記憶がないんですけど。

○事務局 三好

今ほどの関係ですけれども、例えば最初にごみ収集の関係で出ささせていただいてるんですけども、こちらについては昨年のごみ量の削減はできているのかということでこういう形でしてますとか、今後こういった住民に対してこういうことを呼びかけますとかっていう話はさせていただいております。それについて今までは呼びかけますとか今後検討しますで終わってる状況でそのまま流れてます。

また今年度決算審査で、例えば同じような質問される方もおられますし、そのことは昨年の踏まえてというか、なかったような形になるので、単年単年の決算審査もいいんですけども、決算審査があって予算、次の年につながるような形にするには、そういったことを昨年こういうふうにしますよとかって言うていただいとるやつをどうなったのかっていうのを聞いてったほうがいいのかなと思ってなので、言っぱなしで、例えばこれ資料を求めますって資料がないよとかっていうのではなくて、そういう皆さんが提言していただいたことをどうなってるかという形になりますので。

○中村敬治委員

言っぱなしじゃなしにこれ書面を出しとるわけでしょ。ですから上から4番目、5番目なんかでも、滞納者の請求・返還状況はとか、5番目でもこの要望に対しての検討はとかいって、具体的なことを問い合わせておりながら、何も書面で求めておりながら、提言しておりながら書面での回答がないというのは非常にけしからん話じゃなと思うんですけども。

○事務局 三好

今皆さんにお配りさせていただいておるのは、これを書面で行政側に出したものでなくて、決算審査の際に皆さんが言われたことを私が聞き直して、こういうことを言われてたので、でも回答ないなとか、これはどうなっとるかなと抽出しただけですので、これは行政側に求めて何もしてないというわけではありません。言い回しも私がかえたところもありまして、例えば先ほど言われた住宅新築資金の滞納者の請求・返還状況はとい

うところをこうやって書いとるんですけども、去年質問があったのは、滞納者がいるんですけどもそれはどういうふうにしてるのっていうところで、今現在も亡くなられた方がおられて、後継いだ方たちもどっか行っておられるので、なかなか請求が難しいという話もあったんですけども、それも追跡をやるよというふうには言ってその審査は終わってます。それについて今どういうふうにしてるかっていう回答を聞いてったほうがいいのかなというふうに私が入れただけなので、そこは誤解させてしまったんですけども。

○中村敬治委員

今までそれそういう段階でとどまるとということであれば、先ほど説明あったように、提言した以上はきちんと書面を出して、そしてどこがどういうように改善されたのか、そしてこっちが問い合わせせずとも自動的に向こうから報告があるような形にぜひしてもらいたいと思います。

○竹崎委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○竹崎委員長

審査時の提言や要望について終わりました。

協議案件6については9月下旬に開催される分科会の際に事務局から報告させるようにいたします。

その他に移ります。今までのところをひっくるめて何かありませんか。

○井関委員

各分科会における傍聴席は何席ぐらい構えていただけるのでしょうか。

○事務局 三好

今ほどの質問なんですけれども、私もそういうところを想定してなかったのが最初に言ったときに分科会については委員会室で行うというふうに言わせていただいたんですけども、当然分科会員以外の委員もおられることを想定すると、この全協室で仕切ってやれば傍聴も可能やと思いますので、そういった形で委員の皆さんが全員入れるような形にはしたいなと思っております。

○竹崎委員長

事務局の説明は終わりました。よろしいですか。

○井関委員

はい。

○竹崎委員長

そういうことでしたら、CATVにもこちらでやるから準備をちゃんと怠りなくやってくれということも伝える必要があります。そのほかありませんか。

○山本委員

26日、27日かどっちで分科会というようなことだったと思うんですが、そのどっちでやるかというのは各委員会で決めていいということですか。

○竹崎委員長

事務局から説明がありましたが、26か27、そして午前、午後、または2日目の午前、午後被らないようにということを考えていただきたい。よろしいですか。

○山本委員

はい。

○竹崎委員長

そのほかないようでしたら、本日の会議を閉じさせていただきます。

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市決算審査特別委員会委員長

散会 午前2時10分